第七条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

別表巡視船の項中「PM 36　おきつ」を「PM 37　くなしり」に改める。

第八条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

別表巡視艇の項中「PC 119　こまゆき」を「PC 210　かわぎり」に改める。

第九条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

別表巡視艇の項中「PC 25　しきなみ」を「PC 32　はたぐも」に改める。

第十条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

別表巡視艇の項中「PC 119　こまゆき」を「PC 120　かわぎり」に改める。

第十一条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

別表巡視船の項中「PS 17　たかちほ」を「PS 19　あさじ」に改める。

第十二条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

別表巡視船の項中「PL 64　もとぶ　PL 65　くにがみ」を「PL 65　しれとこ」に、「PL 69　こしき　PL 101　しれとこ」を「PL 69　こしき　PL 118　しもきた」に、「PL 117　れぶん」を「PL 117　れぶん　PL 08　とさ」に改める。

別表巡視船の項中「PL 08　とさ　PL 09　くにがみ　PL 10　もとぶ」を「PL 08　とさ　PL 09　くにがみ　PL 10　もとぶ　PM 89　たかとり　PM 92　かつら」に改める。

第十三条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

別表巡視船の項中「PM 89　たかとり」を「PM 89　たかとり　PM 92　かつら」に改める。

第十四条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

別表巡視船の項中「PM 37　くなしり」を「PM 38　おおみ」に改める。

附　則

この告示は、平成二十四年一月十八日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条の規定　平成二十四年一月二十三日

二　第三条の規定　平成二十四年一月二十七日

三　第四条の規定　平成二十四年二月七日

四　第五条の規定　平成二十四年二月十四日

五　第六条の規定　平成二十四年二月十七日

六　第七条の規定　平成二十四年二月二十日

七　第八条の規定　平成二十四年二月二十一日

八　第九条の規定　平成二十四年三月二日

九　第十条の規定　平成二十四年三月九日

十　第十一条の規定　平成二十四年三月十二日

十一　第十二条の規定　平成二十四年三月二十六日

十二　第十三条の規定　平成二十四年四月二十七日

十三　第十四条の規定　平成二十四年五月七日

十四　第十五条の規定　平成二十四年五月三十一日

○東北地方整備局告示第一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年一月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月十日　　東北地方整備局長　徳山日出男

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四　号　福島県岩瀬郡鏡石町岡ノ内一四九番二から同町岡ノ内一六番まで　東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年一月十日

○関東地方整備局告示第一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年一月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月十日　　関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百九十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
松戸市小山字水神沼五一九番三地先から同市小山字水神沼五一九番一地先まで	前	八一・六九～八八・九七メートル	〇〇・〇一一キロメートル
	後	八一・六九～九二・〇四メートル	〇〇・〇一一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

○関東地方整備局告示第三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年一月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月十日　　関東地方整備局長　下保　修

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百九十八号　松戸市小山字水神沼五一八番七地先から同市小山字水神沼五一九番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年一月十日

○関東地方整備局告示第四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年一月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月十日　　関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百九十八号